

令和 2 年度 (令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日)

## みよし市まちづくり土地利用条例の

### 施行状況をお知らせします

みよし市まちづくり土地利用条例第 52 条の規定に基づき、毎年度、この条例の施行状況を取りまとめ、みよし市まちづくり審議会の意見を添えて、公表いたします。

令和 2 年度の条例の施行状況及び審議会の意見は次のとおりです。

#### ◆ 特定開発事業

令和 2 年度中に特定開発事業の開発計画書を受け付けした件数は 22 件でした。この中で、手続を終えて開発事業に関する工事の全部が完了し、検査済証を交付した件数は 4 件でした。他の案件については、手続中又は他法令に基づく許認可等の申請中又は工事中などです。

⇒詳しくは別表をご覧ください。

#### ◆ 小規模開発事業

令和 2 年度中に小規模開発事業の届出書を受け付けした件数は 53 件でした。

⇒詳しくは別表をご覧ください。

#### ◆ その他条例に基づく市長の事務に関する事項

その他条例に基づく市長の事務に関する事項として、公的な団体が特定開発事業を実施しようとする場合における第 5 章及び第 6 章の規定の適用についての協議（条例第 45 条）はありませんでした。

#### ★ みよし市まちづくり審議会の意見

令和 3 年 4 月 15 日(木)に開催された、みよし市まちづくり審議会での条例の施行状況についての意見は、次のとおりでした。

『本審議会としては、適正に施行されていると判断する。』

## 令和2年度みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況

みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日受付分）は、次のとおりです。

### 1 特定開発事業

#### (1) 受付件数及び処理状況等

##### ① 構想届出書 単位：件

受付件数	処 理 状 況		
	開発計画書が提出された	開発計画書が提出されていない	取下げ
8	7	1	0

##### ② 開発計画書 単位：件

受付件数	処 理 状 況				助言・勧告の有無の通知までの平均日数
	助言・勧告しない	助言・勧告する	手続き中	取下げ	
22	20	0	2	0	38.2

上表の内、意見書の提出及び公聴会の請求がなされた件数	意見書の提出	公聴会開催請求
	0	0

##### ③ 協議後開発計画書 単位：件

助言・勧告しないとした件数	処 理 状 況				協議後開発計画書が提出されていない	命令の有無の通知までの平均日数
	中止・変更等の命令をしない	中止・変更等の命令をする	手続き中	取下げ		
20	20	0	0	0	0	45.3

変更開発計画書及び措置実施計画書の提出がなされた件数	変更開発計画書の提出	措置実施計画書の提出
	5	0

※1：変更内容 開発区域の変更2件、建物計画等の変更3件

##### ④ 工事完了届 単位：件

命令をしないとした件数	処 理 状 況				検査結果の通知までの平均日数
	検査済証の交付	手続き中	取下げ	事業中	
20	4	0	0	16	262.3

上表の内、工事の停止等の命令がなされた件数
0

#### (2) 特定開発事業（開発計画書が提出された案件）の内容

単位：件

土地利用誘導区域	内容	宅地造成	共同住宅	工場・倉庫	店舗	駐車場	農地改良	その他※1	合計
住環境保全区域B			2			1			3
住環境保全区域B・教育環境保全区域			1						1
住環境保全区域C		1							1
住環境保全区域C・教育環境保全区域			1						1
農業保全区域				3				1	4
農業保全区域・防災調整区域						1		1	2
集落居住区域		1	1						2
集落居住区域・教育環境保全区域		1							1
教育環境保全区域								1	1
防災調整区域				1		1			2
指定なし			2	1		1			4
合計		3	7	5	0	4	0	3	22

※1：その他 農業保全区域：駐車場及び資材置場の整備  
 農業保全区域・防災調整区域：駐車場及び資材置場の整備  
 教育環境保全区域：立体駐車場の建築

## 2 小規模開発事業

### (1) 受付件数及び処理状況

単位：件

受付件数	処 理 状 況			
	助言・勧告 しない	助言・勧告 する	手続き中	取下げ
53	53	0	0	0

### (2) 小規模開発事業の内容

単位：件

土地利用誘導区域	内容	戸建て住宅	共同住宅	工場・倉庫	店舗	駐車場	農地改良	その他※1	合計
住環境保全区域A		17	1					1	19
住環境保全区域A・教育環境保全区域		9							9
住環境保全区域B			1		4				5
住環境保全区域B・教育環境保全区域								1	1
住環境保全区域C						1			1
住環境保全区域C・教育環境保全区域								1	1
農業保全区域				3				1	4
集落居住区域				2		1		3	6
集落居住区域・教育環境保全区域						1			1
教育環境保全区域				1				2	3
地区まちづくり計画策定区域					2			1	3
合 計		26	2	6	6	3	0	10	53

※1：その他  
 住環境保全区域A：店舗兼用住宅の建築  
 住環境保全区域B・教育環境保全区域：児童発達支援センターの建築  
 住環境保全区域C・教育環境保全区域：農地を住宅の家庭菜園に転用  
 農業保全区域：駐車場及び資材置場の整備  
 集落居住区域：店舗兼用住宅の建築1件、助産所の建築1件、資材置場の整備1件  
 教育環境保全区域：診療所の建築1件、調剤薬局の建築1件  
 地区まちづくり計画策定区域：集会所の建築

## 3 その他条例に基づく市長の事務に関する事項

### (1) みよし市まちづくり土地利用条例第45条

(特定開発事業を実施しようとする場合における第5章及び第6章の規定の適用)

単位：件

件 数	処 理 状 況	特定開発事業の内容	事業者（公的な団体）
0			